

九電健保加入会社
健康保険担当課長 殿

九州電力健康保険組合
常務理事 事



19 歳以上 23 歳未満の被扶養者に係る認定について

標記につきましては、厚生労働省の通知に基づき、令和 7 年 10 月 1 日より健康保険における 19 歳以上 23 歳未満の被扶養者に係る収入要件が以下のとおり変更されることとなりましたので、被保険者の皆さまへの周知をお願いいたします。

記

1 収入要件変更の経緯

令和 7 年度税制改正により、就業調整対策の一環として 19 才以上 23 才未満の親族を扶養する際の「特定扶養控除」の見直しが行われたことを踏まえ、税制改正の趣旨との整合性を図る観点から収入要件を見直すこととなりました。

2 変更内容

19 才以上 23 才未満（被保険者の配偶者を除く）の収入要件を以下のとおり変更します。

項目	変更前	変更後（令和 7 年 10 月 1 日以降）
年間収入要件	130 万円未満	150 万円未満

※年齢判定は、その年の 12 月 31 日時点の年齢に基づいて判定します。

3 適用開始年月日

令和 7 年 10 月 1 日より

4 その他

- 上記対象者以外については、従来通り「年間収入 130 万円未満（60 歳以上は 180 万円未満）」の収入要件が適用されます。
- 別添「19 歳以上 23 歳未満の被扶養者に係る認定について Q & A」を作成していますのでご活用ください。

以 上

<お問い合わせ先>

九州電力健康保険組合 Tel.092-726-1605 担当:山川